

1. 許可申請手続きの適法性確認の背景

STAASでは、公共空間の活用の際に、エリアマネジメント団体等(以下、ストリートマネージャ)とキッチンカー事業者等(以下、ストリートサービサー)をマッチングする仕組みをご提供しています。

この仕組みを実現するための許可申請手続きとして、ストリートマネージャが中長期間の道路占用許可や道路使用許可の申請手続きを行い、その後、複数のストリートサービサーを選定(以下、転占用)することを前提としています。

このような申請手続きが採用されている先進事例はあるものの、最終的なストリートサービサーが確定していないことを理由に、個々の地域の法的解釈によっては、申請が認められない可能性があることが課題となっていました。

2. グレーゾーン解消制度による適法性の確認

以上の背景から、産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度を活用し、転占用を伴う許可申請手続きについて国家公安委員会・国土交通省に照会申請を行いました。

その結果、**転占用に関連する補足資料を許可申請時に添付し、STAASシステムなどを介してサービサーの道路活用規約に同意する手続きを踏むことで、転占用を伴う許可申請手続きを適法に実施できることを確認しました。**

3. 今後の展望

今回の照会により、転占用を伴う申請手続きの方法が明確になるとともに、道路活用規約への同意手続きを円滑化するSTAASシステムの有用性が明らかになりました。

今後は、沿道空間の活用を目指す地域に対し、**活用条件の検討支援やSTAASシステムの提供を積極的に行うことで、地域社会の発展に貢献してまいります。**

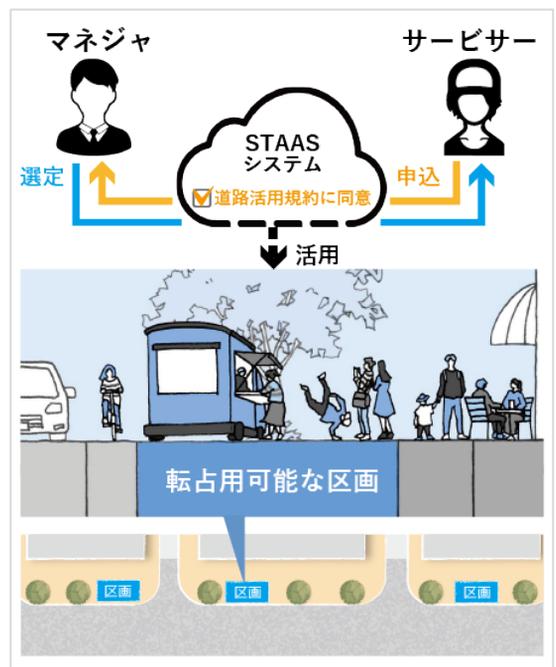


図 STAASシステムを用いた転占用のイメージ

グレーゾーン解消制度とは

「グレーゾーン解消制度」とは、産業競争力強化法に基づき、事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度です。

(出典)

- グレーゾーン解消制度について (経済産業省HP)
https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/
- 本件の照会及び回答についての公開情報 (経済産業省HP)
https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/231101_yoshiki.pdf



本件に対する問合せ：日建設計総合研究所 STAAS担当宛 e-mail : webmaster_ri@nikken.jp